宇佐市のスポーツ施設をご利用の皆様へ　　宇佐市文化・スポーツ振興課、宇佐市施設管理公社

スポーツ施設優先予約の方法が変ります。

対象優先予約　特別優先＝１年前、第１優先＝６ヶ月前、第２優先＝２ヶ月前

現在、優先予約については、多くの対象団体が活用していますが、利用が限定的でありその弊害も現れてきました。そこで、取り扱いの一部を見直し、公平公正な予約・利用となるよう、条例等に沿った取り扱いとすることとしました。主な見直し（変更点）は次のとおりです。

変更点１．令和4年4月１日以降の予約

変　更　前	変　更　後
空き状況の確認（事務所又は電話） 優先予約**受け付け**	空き状況の確認（事務所または電話） 優先予約の**仮予約**
	仮予約日を含めて**1週間以内に優先予約申込書**を提出 ※期限日が閉館日の場合はその翌日
事前に大会要綱等の提出	同左
当日までに利用許可申請書を提出 （減免対象は減免申請書も）	同左　**※ただし、令和5年4月１日以降の予約分の申請は下記2のとおり取り扱う。**

変更点２．令和5年4月１日以降の予約

変　更　前	変　更　後
空き状況の確認（事務所又は電話） そのまま優先予約受け付け	空き状況の確認（事務所または電話） 優先予約の仮予約
	仮予約日を含めて1週間以内に優先予約申込書を提出 ※期限日が閉館日の場合はその翌日
事前に大会要綱等の提出	**定められた日まで**に、**大会要綱等と利用料金**を添えて、**利用許可申請書**を提出（減免対象は減免申請書も） ・特別優先＝使用日の**６ヶ月前の同日**まで ・第１優先＝使用日の**３ヶ月前の同日**まで ・第２優先＝使用日の**１ヶ月前の同日**まで ※期限日が閉館日の場合はその翌日
当日までに利用許可申請書を提出 （減免対象は減免申請書も）	
利用許可、利用	利用許可
	利　　用

※通常予約（利用の1ヶ月前）は、利用許可申請書を利用料金（減免対象は減免申請書）とともに、予約日を含めて1週間以内（休館日の場合はその翌日まで）に提出し、利用許可書を受け取ってください。

【変更後のイメージ】
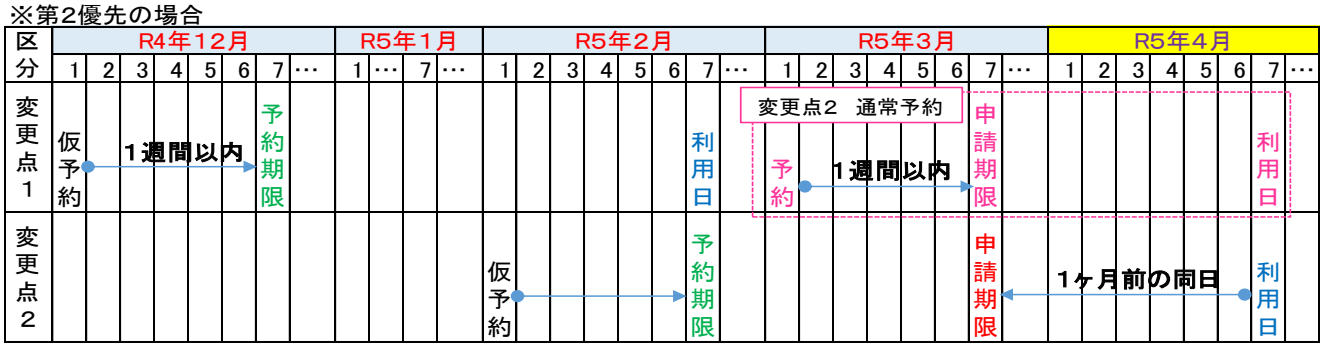
※第2優先の場合